

令和7年度那須塩原市窓口備え付け封筒提供事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、那須塩原市広告事業実施要綱（平成20年那須塩原市告示第23号）の規定に基づき、市役所各庁舎及び出張所の窓口において、市民が受け取った証明書等を入れる窓口備え付け封筒（以下「窓口用封筒」という。）の、無償提供者の募集に関し必要な事項を定める。

2 仕様等

窓口用封筒の提供は寄付によるものとし、広告の募集、印刷、在庫管理及び納品は提供事業者が行うものとする。

規格・予定枚数	A4対応サイズ・30,000枚／年 A5対応サイズ・51,000枚／年 (縦)330mm×(横)240mm・2,500枚／年 ※枚数は必要に応じて調整する。
材質等	用紙、紙厚：70 g / m ² 以上で中身が透けないもの 色数：カラー2色以上
広告の掲載範囲等	広告の範囲：封筒の表裏それぞれ下部3分の1程度 広告枠数：任意 ※封筒面積の残り3分の2程度は市の掲載部分とし、内容は別途指定する。
広告の内容	那須塩原市広告事業実施要綱及び那須塩原市広告事業掲載基準によるものとする。
無償提供の期間	令和7年12月1日から令和10年11月30日までの3年間
設置場所	各庁舎、出張所及び市が指定する窓口
納品時期	提供者と市で協議し、決定する。
広告デザイン・校正	デザインの見直しは1年ごとに行う。 このほか、新庁舎開庁（令和9年度下期予定）による連絡先等の記載内容の変更にも別途対応すること。 市はデザイン見直しのたびに校正を1回以上行う。

3 募集期間

令和7年7月3日(木)から令和7年7月31日(木)までとする。

※当日必着のこと

4 応募方法

提出書類を持参、郵送（簡易書留に限る）、または宅配便により提出。

FAXやE-mailでの応募は不可。

※持参の場合の受付時間

土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

5 応募資格

企業又は個人で、次の条件を満たしていること。

- ・地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当しない者であること
- ・会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てをしている者でないこと
- ・民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと
- ・住所を有する市区町村の市区町村民税の滞納がないこと

・協定締結時から3年間業務の継続が可能であること

6 提出書類

- ①那須塩原市窓口備え付け封筒提供事業者募集申込書
- ②法人登記簿謄本（提出日の3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③会社概要（事業概要、パンフレット等）（個人事業主は身分証明書）
- ④提案書（事業概要、作製及び納入のスケジュール、広告の募集方法、自社の広告掲載基準、苦情発生時の対応方法、無償提供の実績、その他提案内容等を記載し、様式は任意とする）
- ⑤住所を有する市区町村の市区町村民税（法人又は個人）納税証明書（市内の法人・個人は省略可）
- ⑥封筒のサンプル（各1部）

7 選考方法

提出された書類に基づき、課内で選定された審査委員会で、実現性、業務実績、信頼性などを総合的に評価し、1者を選定する。

また、その結果は応募者に直接通知し、選考経過の公表はせず、異議申し立ても受け付けないものとする。

8 その他注意事項

- ①この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されたものは失格とする。
- ②提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- ③提出された書類は返却しないものとする。
- ④申込みに当たっては那須塩原市広告事業実施要綱、那須塩原市広告事業掲載基準及び、当該募集要項の内容を遵守すること。
- ⑤上記7により提供事業者が選定されたときは、市と提供事業者とは速やかに封筒の作製及び無償提供に関する協定を締結する。
- ⑥封筒は証明窓口において、来庁者が証明書等を持ち帰る際に自由に利用するものであり、本市が利用を促進するものではありません。

9 問合せ・提出先

〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108番地2

那須塩原市役所市民生活部市民課 担当：杉山

TEL 0287-62-7132 FAX 0287-62-7222